

下北山村観光力アップイベント助成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、下北山スポーツ公園を中心とした新たな観光客を集客することにより、地域とのふれあいや賑わいを創出し、活力ある村づくりを行うため、各種団体が実施する観光イベントに対し、下北山村観光力アップイベント事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものである。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、不特定多数を対象に、地域の特色を活用した観光客の集客力を促進するイベントを対象とする。

2 事業の実施期間は、交付決定の属する年度の末日を超えないものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、次の各号に規定するものを除く経費を対象とする。

- (1) 人件費
- (2) 飲食費
- (3) 商品の開発や販売実証のための経費

2 前項に規定する補助金の交付の対象となる経費の額は、事業実施主体が行う事業に要する経費から参加料及び当該事業により生じた収入を控除した額を超えないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1事業当たり500,000円以内とし、村長が定める額とする。

2 ただし、村長が特別に認める場合は、前項の限りではない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、下北山村観光力アップイベント助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して申請する。

- (1) 下北山村観光力アップイベント助成事業計画書(様式第2号)
- (2) 下北山村観光力アップイベント助成事業収支予算書(様式第3号)
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査した後、交付の可否を決定し、下北山村観光力アップイベント助成事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に対し通知する。

2 村長は、補助の目的を達成するために必要であると認めるときは、申請者に対し条件を付し、補助事業等の遂行の状況に関し報告を求め又は適正に事業を実施させるため必要な検査を付すことができる。

(事業計画変更及び中止に係る承認の申請)

第7条 申請者は、補助事業の内容又は事業に要する経費の配分について、変更若しくは中止する場合は下北山村観光力アップイベント助成事業計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 下北山村観光力アップイベント助成事業計画書（様式第2号）
- (2) 下北山村観光力アップイベント助成事業収支予算変更書（様式第6号）
- (3) その他村長が必要と認める書類
（変更及び中止の承認）

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を精査し、その結果について下北山村観光力アップイベント助成事業計画変更（中止）承認決定通知書（様式第7号）にて申請者に通知する。

（軽微な変更）

第9条 第7条に規定する変更の申請について、次の各号に該当する変更は軽微な変更として申請を必要としない。

- (1) 経費配分の20パーセント以内の変更
- (2) 補助金額の30パーセント以内の減額
（補助金の概算払）

第10条 申請者は、補助金の概算払を請求するときは下北山村観光力アップイベント助成事業補助金概算払請求書（様式第8号）に村長が必要と認める書類を添付し、提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求の内容を精査し、適当と認めるときは補助金の概算払を行うものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日以内に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 下北山村観光力アップイベント助成事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 下北山村観光力アップイベント助成事業収支精算書（様式第10号）
- (3) その他村長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第12条 村長は、前条の報告を受けたときは、提出された書類を審査し、補助金の内容に相当であると認めるときは、交付すべき補助金の金額を確定し、下北山村観光力アップイベント助成事業補助金確定通知書（様式第11号）により通知する。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定により申請者が補助金の交付を受けようとするときは、下北山村観光力アップイベント助成事業補助金請求書（様式第12号）を村長に提出し、村長は、前条の規定により確定した補助金額を交付する。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還等）

第 14 条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を下北山村観光力アップイベント助成事業補助金返還命令書（様式第 13 号）により命ずることができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他村長が不適切と認めるとき。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。